

**鳥取県告示第13号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人北栄町土地改良区連合から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した清算人の氏名及び住所

野 田 久 良 東伯郡北栄町土下226-8

田 中 朝 久 東伯郡北栄町原1113

山 崎 伸 二 東伯郡北栄町瀬戸66-1

河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242

平成21年12月8日退任